

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、プラスチック資源循環促進法もスタートし、関係がある方も徐々に増えていくと思われる、ということで廃プラの処理施設についてでしたね。
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、事業者が自ら処理のために廃プラスチック類の破碎施設を設置しようとする場合、次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 施設の公称能力が日 10t であっても、実際に 1 日 4t のみを投入し、処理する場合、許可は不要である。
- (2) 施設の公称能力が日 10t であっても、実際に 1 日 2 時間程度の運転で 2.5t のみの処理の場合、許可は不要である。
- (3) 施設の公称能力が日 10t であれば、実際の処理量や運転時間にかかわらず許可施設になる。
- (4) 施設の公称能力が日 10t であれば、許可施設にはならない。
- (5) 施設の公称能力が日 10t であっても、自ら処理の場合は許可施設にはならない。

【解説】

法第 15 条の施設は規模や処理の内容から生活環境保全上支障を引き起こすおそれがある施設として許可が必要な施設であり、政令第 7 条に施設が規定されている。このうち、問題にある廃プラスチック類の破碎施設では「1 日あたりの処理能力が 5t を超えるもの」は同政令第 7 号に規定され、許可施設となる。

また、法第 15 条の施設の処理能力については、「施設が標準時間に処理できる廃棄物の量をもって表すもので、いわゆる施設の公称能力である。したがって、例えば 1 日の標準運転時間が 8 時間のものは、1 時間あたりの処理能力の 8 時間分をもって表す」（昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号厚生省通知）とあり、さらに「実稼動時間が 1 日あたり 8 時間に達しない場合には、稼動時間を 8 時間とした場合の定格標準能力とする」（昭和 52 年 11 月 5 日環産第 59 号厚生省通知の間 19）とある。

したがって、(1)、(2) は許可不要とはならない。また、工場又は事業場内のプラント（一定の生産工程を形成する装置をいう）の一部に組み込まれている場合は許可施設とはならない（前出の昭和 46 年通知及び平成 17 年 3 月 25 日環産発第 050325002 号環境省通知）。

また、法第 15 条施設の設置許可は自社か処理業であるかは問わないものである。（ただし、移動式破碎施設は例外）

正解（3）

このことは、民間の方が処理施設を設置する時に注意しなければならない点です。
処理施設を設置しようとするときは、どうしても多少の余裕を持たせ、大きめのものを設置しがちです。その時、「能力は大きいけれど、うちはそれほど稼働させないから設置許可の必要な <1 日あたりの処理能力が 5t を超えるもの> には該当しないな」と考えてしまう。ところが、商売繁盛していつのまにか 24 時間フル操業。 <1 時間 0.5 トン> の能力だと <1 日 24 時間では 12 トン> となってしまっていて、いつの間にか「無許可設置」状態になってしまっている、という事態。なお、解説の（ただし、移動式破碎施設は例外）という括弧書きは平成 13 年に出されています。次の経過措置のことです。

～廃棄物処理問題～

(経過措置)

第二条 当分の間、移動式がれき類等破碎施設（この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第七条第八号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。次項において同じ。）を設置しようとする者（事業者に限る。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この条において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けることを要しない。

この経過措置もなんか勘違いした業界の圧力に屈して規定された感じで、BUNさんとしては「理屈に合わないルール」だなあと感じています。

この感覚を共有していただくために次の問題に挑戦してみてください。

Q、建設系廃棄物において、下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とする状況がある。次のうち、その状況ではないのはどれか。

- (1) 請負代金の額が500万円以下であること。
- (2) 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事、すなわち維持修繕工事であること。
- (3) 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- (4) 1回あたりに運搬される量が、 3m^3 以下であること。
- (5) 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

【解説】

法第21条の3第1項の規定により建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が事業者とされることから、廃棄物を排出した事業者ではない下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ廃棄物の運搬を行うことはできないこととなる。しかし、廃棄物処理業の許可がない限り下請負人が一切廃棄物の運搬ができないとすると、建設工事に伴い生ずる廃棄物が建設工事現場に放置されるなど、適正処理の観点からかえって望ましくない事態を招くおそれがある。

そこで、生活環境の保全に支障が生じない範囲内であり、かつ、法の遵守について担保可能な範囲内であるものとして環境省令で定める廃棄物については、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とした。

(4)の量は 3m^3 ではなく 1m^3 である。(省令第18条の2)

正解(4)

先の政令経過措置でBUNさんが何を不満と思うかについて。

この問題のとおり建設系廃棄物については、元請が排出事業者になります。そうすると、移動式破碎施設を解体現場に持って行って破碎するケースでは、元請として移動式を持っていたときは15条処理施設設置許可は不要だが、下請として持っていたときは設置許可が必要となってしまいます。「業」許可なら理解出来ますが、「処理施設設置」許可について、しかも「がれき類等破碎施設」についてだけ設置許可が不要になるという理屈がどうしても納得出来ないのです。まあ、この愚痴の詳細はまた別の機会に。

宿題は前述の「建設系廃棄物の元請、下請」の関係から。

宿題Q



建設系廃棄物において、下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とする状況がある。次のうち、その状況として規定されていないのはどれか。

- (1) 元請、下請間で書面による請負契約で定めていること。
- (2) 元請業者が所有権を有するものに運搬されるものであること。
- (3) 元請業者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するものに運搬されるものであること。
- (4) 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設であること。
- (5) 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が1,000万円以下であること。